

仕様書

- 1 システム名称
静岡県後期高齢者医療広域連合例規システム
- 2 契約期間
契約締結日から平成33年3月31日まで
- 3 システム導入予定日
平成29年2月1日
- 4 システム及びサービス等の基本構成

機能分類	概要
例規管理・検索システム	<ul style="list-style-type: none"> ・例規の検索を可能にするとともに、例規の施行日ごとの履歴を管理（改廃状況表示、公布後未施行条文表示）が可能なシステム ・年2回以上のデータ更新が可能なシステム
例規立案支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・例規立案業務支援を可能とするシステム
ホームページ公開用例規集データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ公開用のデータの作成として、体系・五十音から検索できる機能を有したHTMLデータ ・年2回以上のデータ更新をする
法令検索システム	<ul style="list-style-type: none"> ・法令検索を可能とするとともに例規検索システムとの条項単位でのリンクを実現するシステム
法制執務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改廃時の情報提供 ・例規引用法令改廃を監視できるシステム ・法制執務に関する相談窓口
サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・システム操作支援

※ 詳細については、別記1「システム機能要件」に示すとおり

- 5 静岡県後期高齢者医療広域連合例規システムデータ構築
 - (1) 静岡県後期高齢者医療広域連合例規集の電子データで契約締結日時点において静岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有するものについて、シ

システムへの移行を行うこと。

- (2) (1)の例規データのほか、広域連合が電子データとして提供する過去改正例規原議又は廃止例規について例規データを作成し、システムに登載すること。

※ 参考

現行例規（平成28年9月1日内容現在）	77件
廃止例規（平成28年9月1日内容現在）	2件

6 「広域連合例規システム」データ更新

- (1) 例規の更新データ作成は年2回以上行うものとし、広域連合からの改正データ（紙又は電子データ）の送付を受けてから40日以内にデータベースの更新を行うこと。
又はシステム内で広域連合の担当者が更新作業をできること。

更新データ予定件数	年6件 (過去5年間の平均実績) ※法改正等の影響で改正件数が多少増減有
-----------	--

7 システム動作環境

- (1) 業者の用意するサーバをIDC（インターネット・データ・センタ）方式として活用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、IP認証等により広域連合関係機関以外のアクセスを制限すること。
- (2) IDC方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとし、サーバ機ハード概要等については、システム導入前に別途業者が示すものとする。
- (3) サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設であること。
- (4) サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。
- (5) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。
- (6) データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

8 広域連合クライアント環境

項目	要件
OS	Windows 7及びこれ以降のものに対応
ブラウザ	Internet Explorer 9及びこれ以降のも

	のに対応
OAソフト	M i c r o s o f t O f f i c e H o m e A n d B u s i n e s s 2 0 1 0 及びこれ以降のものに対応 A d o b e R e a d e r X I 及びこれ以降のものに対応

※ 広域連合のクライアント環境に変更が生じた場合は、無償でクライアントに対応できるシステムを提供すること。

9 システムの導入・保守等について

(1) システムの導入

ア システムの導入については、広域連合業務に支障がないよう考慮した計画を業者が策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、広域連合業務に支障がないよう考慮した計画を業者が策定すること。

(2) システムの保守

ア システム導入においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

イ システム全般に対する質問に対し、電話、FAX又はメールにて対応できること。

ウ 各システムの基本的な機能バージョンアップについては、無償で提供すること。

(3) システム操作サポート等

ア 操作方法についての問合せ窓口を設置するとともに、必要に応じて担当の社員を派遣し、操作説明を行うこと。

イ システムに関する操作説明書（ヘルプ）をオンラインで提供すること。

10 その他

(1) 例規集データベース化の作業により作成された例規データに係る著作権は、広域連合に帰属すること。

(2) 毎年度3月末及びシステム契約終了時に、システムに登載されている現行例規データ、廃止例規データについて、データ移行可能な汎用的フォーマット（rtf、htm、txtなど）で出力し、DVD-ROMなどの記録媒体で記録し無償で広域連合に提供できること。また、改正原議データについても同様に、DVD-ROMなどの記録媒体で提供、又はシステム内に登録機能を設け、自由にダウンロードが可能な状態とすること。